

錦江町農業委員会総会議事録

○ 開催日時 平成25年8月20日(火) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(19人)

会長 宿利原勝吉

会長代理 近川 正人

委員 2番 鈴 一磨

〃 3番 東郷 輝昭

〃 4番 木原 光郎

〃 5番 厚ヶ瀬博文

〃 6番 黒瀬 正

〃 7番 牧原 昇

〃 8番 鍋 康博

〃 9番 樋渡 俊信

〃 10番 平原 栄

〃 12番 貫見 和洋 欠席届有り

〃 13番 鮫島 廣幸

〃 14番 猪鹿倉昭雄

〃 15番 落司 順一

〃 16番 畠中 正秋

〃 17番 寺田 郁哉

〃 18番 安水 義文

〃 19番 徳永 哲朗

〃 20番 基 岸澄

欠席委員 12番 貫見 和洋

事務局職員 事務局長 坂元博美 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○ 議事日程

1、開 会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 附議事項

議案第17号 農地法第3条許可申請について

議案第18号 農地法第5条許可申請について

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用
集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について

議長 只今より平成25年度第5回錦江町農業委員会定例総会の会議を開会いたします。
本日の総会は、貫見委員から欠席の届け出がありましたが、委員20名中19名の出席で、定足数に達しており、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に14番猪鹿倉委員と15番落司委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

次に事務局から会務報告と説明をお願いいたします。

事務局 (会務報告と説明)

議長 只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

全委員 (発言なし)

議長 ないようでありますので、以上で会務報告を終わります。
それでは附議事項に入ります。

「議案第17号 農地法第3条許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第17号 「農地法第3条許可申請について」 説明します。
受付番号13号の譲渡人は T・Y さん K 自治会の方です。一方、譲受人は N・H さん T 自治会の方です。この申請は、売買による所有権移転となっております。申請地は、

・馬場字天松院ノ下1935番3、地目は台帳、現況ともに田、地積は967㎡です。

譲受人の N さんの経営規模は、世帯員1、労働力1で、年間従事ができるよう記載があり、農用地面積は自作地3,046㎡で、農地取得要件の下限面積も問題ありません。農作業歴は14年となっており、甘藷を主に経営をされています。農業機械の所有状況は、耕うん機1台となっております。

担当調査委員は17番の寺田委員です。 以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、17番寺田委員、調査報告をお願いいたします。

17番 寺田委員 受付番号13号について説明申し上げます。
譲渡人の T・Y さんは、農業をされてたんですけれども、今、 T に勤務されており、規模縮小という形であります。

譲受人の N・H さんですけれども、現在、 T 業を営まれておりますので兼業農家であります。しかしながら、畑に行って、畑仕事をするのが好きだということで、年間180日の従事日数があり、農業機械の方も事務局からは耕うん機と言われましたけれども、調査に行ったところ、トラクターとか、管理機とか、ビーバーなども所有されておりまして、インゲン、甘しょ、去年は、さといもにも挑戦されたみたいですが、イノシシの被害にあって、ダメだったということでした。

今までは、「所有地を荒らさないようにするのが目的で農業をやっていたが、これからは、収入を上げる農業をやりたい。」ということで、ものすごく意欲を持った方でありまして、さっきありましたように下限面積、従事日数を考えたときに何ら支障はないものと思います。

それと価格の方ですけれども、どうしても教えていただけませんでした。これからこのような事案が出てきた場合のことも考えて聞いたんですが、「どうしても聞くんだったら本人に聞いてくれ。」ということでした。この本人ともやっと連絡が取れて、売値のことについて「〇〇円が親値ならそこまではせんないなあ。〇〇円ばっかいじゃったんそなあ。」と聞きましたら、「まあ、そげなとこいじゃったどなあ。」と濁した言葉では言われましたけど、はっきりとは教えてもらえませんでした。

以上でございます。 審議のほどをよろしく願います。

議 長 | ただ今、担当委員から調査報告がありました。受付番号13号について、質問、異議等
| はございませんか。

18番 | T さんの方に小作地があるんですけども、ここの件はどうなっていますか。
安水委員 | 自作地はたぶん大丈夫だと思うんですけども、小作地の分が1, 071㎡あるんです
| が、こちらのほうは作られてないのか、それとも返されたのか。

4番 | ちょっといいですか。私も聞こうと思っていたんですけど、
木原委員 | ちょうどですね、その件については、今度、設定が切れることになっております。
| 25年の12月でですね。
| 私も、今、T に勤めて、農業を縮小というか、やめられたような話しでしたので、こ
| の分の再設定がどうなるのかと聞いていたところです。

事務局 | いいですか。この小作地の件ですが、貸し人は S さんという方で、Y 自治会の方で
| す。
| 何回か電話があって、T さんの方が耕作をされていないということで、ちょっと荒れ
| ているという連絡がありました。
| それで、本人と連絡を取って、一応管理はするというので、とりあえず、今年の期限
| までは置いてある状態です。
| 更新の段階で返されるかもしれないし、S さんの方が貸さないといわれるかもしれな
| いし。

7番 | だけど、貸さない、貸すじゃなくて、実際、T さんの方が自作地を売却されるわけだ
牧原委員 | から、今度は、もう利用権設定は結べないんでしょ。結んだらいけないんでしょ。更新自
| 体ができないということ。

事務局 | たぶん、そうなるとは思いますが、S さん自身が、もう、貸さないと思います。

7番 | その売値の方は、届けを出すときに事務局にも出してないわけ。
牧原委員 |

事務局 | 最近、司法書士さんの方が、価格を表示しないようになったんです。
| たぶん、依頼をされる方が金額を言わないでくれと言われるんだと思います。金額を書
| くと依頼がなくなるということで、たぶん、書かれないんだと思います。

4番 | 書かんでもよか訳な。
木原委員 |

19番 | 農業委員会に提出する前に、売買契約書の取り交わし、あつ旋調書、これが伴わない
徳永委員 | と、この会議は、審議できないじゃないんですか。
事務局 |

いいえ、農地法の3条の場合、特に、あつ旋にはなりません。
あつ旋の場合は別ですけど、これはあつ旋にはなりません。

10番 | 司法書士ばっかじゃあ知っちゃったいなあ。金額はなあ。
平原委員 |

4番 | 申請書に書かんならんとかて、今まで思って、したたいばっか。
木原委員 |

事務局 | 何回か、お願いをしたんですけど。

7番 | そういうのは、値段が出てこないことには、参考にもできないよなあ。
牧原委員 |

4番 | 個人売買だから・・・・・・・・。
木原委員 |

10番 | 参考にせんば、個人売買でしちよつたれば、よかたらせんどかい。
平原委員 |

17番 | 本人には、「その辺の例が出てきたときに、ここは大体こうだったという価格を提示す
寺田委員 | る上でも必要だから教えてください。参考的に聞くだけで、公表はしませんから。」と
| 言ったんですけど、「買う方と売る方がお互いが決めた値で、お互いが納得したたつて良
| かはねな。」という返事で、どうしても教えてくれませんでした。

議 長 | この件について、他に異議等はありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。「議案第17号農地法第3条許可申請について」を採決します。お諮りします。議案第17号は、原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがいまして、「議案第17号農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 | 次に「議案第18号農地法第5条許可申請について」を議題とします。受付番号2号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 | 議案第18号「農地法第5条許可申請について」説明します。受付番号2号の申請者はK・K、N市に本拠を置く事業体です。申請地は、6月の定例総会において、錦江町農業振興地域整備計画の変更(除外)申請のあった
・馬場字堂ノ上2141番1、地目が台帳、現況ともに田、地積が、1、687㎡、
もう一件が
・馬場字堂ノ上2141番2、地目が台帳、現況ともに田、地積が、1、643㎡、
2筆の合計3、330㎡であります。

転用の目的につきましては、店舗建設のために店舗用地に変更するものです。本日の資料の6ページから、申請地の位置図、店舗の配置図、事業計画書の写しが添付してありますので確認してください。担当調査委員は10番の平原委員です。以上です。

議 長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、10番平原委員、調査報告をお願いいたします。

10番平原委員 | 報告をいたします。16日の午後から事務局2人、会長が都合により出席できなかったため会長代理と私と現地に行っていました。Kからは2人の代理人が来られて説明を聞いたわけですが、場所は、今、説明があったとおり、6月に除外申請があった場所でございます。図面を見てもらえばわかりますように、前にも説明があたっとうりですね、問題はないかと思えます。その他の法令に関することは、今、手続き中ということでした。この地代を「いくらで借りるのですか。」と聞いたところ、教えてももらえませんでした。説明は、この前もしていますので、意見でもあったらお伺いしたいと思います。以上です。

議 長 | ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、受付番号2号について、質問、異議等はありませんか。

事務局 | 補足をしたいと思えます。この農地についてはですね、大根占水田に隣接していまして、先月、農振農用地の除外の申請が出されていて、その県の方の決定が8月1日に来て、町の公告をしているところで、その公告の方が今月末には終わり、その後、除外の方が許可決定になる予定であります。第1種農地になりますので、商業用の場合は、転用はできないのですが、町の方と雇用協定を結んでいただいて、従業員の方は、3割以上を農業従事者の方を採用するという約束で、店舗をつくるということにしております。あと、排水関係については、R土地改良区及び錦江町の方の同意をとっていらっしゃいます。国道からの進入口の工事の方も施行承認をとられています。それから金額なんですけど、現地では、教えられなかったようですが、書類の方に書いてあるのが月額〇〇円ということで、賃借権は設定されているようであります。面積等からみて、2筆の合計の金額のようです。

議 長 | この件について、他に異議等はありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。「議案第18号農地法第5条許可申請について」を採決します。お諮りします。議案第18号は、原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがいまして、「議案第18号農地法第5条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に「議案第19号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。

ここで、○番 T委員の退室を求めます。（T委員＝退室）

まず、受付番号50号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 | それでは、「議案第19号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」説明いたします。

受付番号50号は、貸し人が K・S さん、S自治会に拠点を置く事業体です。申請地は、

- ・田代麓字東ノ下1185番、現況地目は畑、地積は、1,993㎡です。

貸付期間は平成25年9月1日から平成27年12月14日まで、使用貸借のため小作料は発生しません。

借り人は、T・T さん、T自治会の方です。経営規模は、構成員4、従事者4、自作地64,044㎡、小作地74,233㎡で、茶を主体にした経営をされています。

農業従事日数は280日、農業機械の所有状況は、摘採機2台、防除機1台、中刈機1台、これらはいずれも乗用型の機械です。その他にトラック4台となっています。

担当調査委員は、20番の基委員です。以上です。

議 長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、受付番号50号について、担当調査委員の報告をお願いします。20番基委員、お願いいたします。

20番基委員 | はい、報告いたします。

この土地は、国道448号の S 集落から K 集落に入った山間にあります。

この土地は、3年前、T・S さんという方が借りておられましたけれども、お茶をやめられて、3年前から T・T さんが作っておられて、今度、申請したものでございます。

今日まで、利用権設定はされておりません。今度、新規ということで、3年管理をされておりまして、7月に、Tさんが借りるということで新たに話し合いをされたところ小作料 0円ということで、「荒らさんようにしていただければ良いのではないか。」ということで、成立した案件でございます。

継続して経営されておりますので、別に問題はないかと思えます。

以上です。

議 長 | ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、受付番号50号について、質問、異議等はございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。「議案第19号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号50号についてを採決します。

お諮りします。議案第19号のうち受付番号50号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。したがって、「議案第19号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号50号については、原案のとおり許可することに決定しました。

ここで、T委員の入室を求めます。（T委員＝入室）

次に「議案第19号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」の受付番号51号から52号についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 | それでは、「議案第16号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」の受付番号51号から52号について、説明いたします。

初めに受付番号51号は、貸し人が I・T さん、K 市在住の方です。
申請地は、城元字集り1358番2、現況地目は田、地積は、1,077㎡です。
貸付期間は平成25年9月1日から平成28年12月14日まで、小作料は20,000円です。
借り人は、K・H さん、S自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者2、自作地4,718㎡、小作地8,383㎡で、水稻、馬鈴薯、インゲン等を生産されています。農業従事日数は、300日、農業機械の所有状況は、トラック、いも掘り機、管理機、茎葉処理機、動噴となっています。
担当調査委員は、15番の落司委員です。

次に、受付番号52号については、貸し人が、K・M さん H市在住の方です。申請地は、・神川字井出口2787番、現況地目は田、地積は、657㎡です。

貸付期間は平成25年9月1日から平成30年12月14日まで、使用貸借のため小作料は発生しません。

借り人は、K・H さん、K自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者2、自作地12,799㎡、小作地18,866㎡で、生産牛を飼育され、主に、飼料用作物を生産されています。年間の農作業従事日数は300日で、農業機械等の所有状況は、トラクター3台、ショベルローダー1台、デスクモア1台、ロールベアラ1台、2tトラック2台、コンバイン1台となっています。

担当調査委員は、19番の徳永委員です。

以上です。

議長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査委員の報告をお願いします。初めに、15番落司委員、お願いいたします。

15番落司委員 | 報告いたします。
受付番号51号ですが、I・T さんは、元々、Sの方で、K市に居て、生活をされておりますが、田んぼがあるということで、今までは別な人に貸していたわけでございますけれども、貸すのであれば、他のところと一緒に貸したいということで、今回は集りのこの田んぼの契約ということでございました。

K・H さんは、経営する全ての農地を耕作していらっしゃいますし、また、農作業に常時従事されております。

賃借料は、〇〇円ということで、話を決めてまいりました。

何かありましたら出してください。よろしく申し上げます。

議長 | ありがとうございます。
次に、19番徳永委員、報告をお願いします。

19番
徳永委員

この受付番号52号のKさんの土地は、3年前から遊休地になっている土地です。田んぼですけれども、この3年間に木が生えたりして、再度、耕地として活用するには重機を入れなければならないような場所になっております。

たまたま、この遊休地解消のことで動いておりましたところ、このKさんの田んぼの隣をK・Hさんが牧草地として借りて、作っておられましたので、声をかけましたところ、面積が狭いということやら木を取り除くのに重機がいるということで、条件が悪いということで難しかったんですが、使用貸借という条件で話がつきまして、今回の契約になった土地です。

K・Hさんの方は、畜産を主体に手広くやっておられる方ですが、他の借用地も管理は十分されておりますので、52号のこの土地も管理は十分になされるものと思っております。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ただ今、各担当委員から調査報告がありましたが、受付番号51号から52号について、質問、異議等はございませんか。

全委員

なし。

議 長

異議なしと認めます。「議案第19号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号51号から52号についてを採決します。

お諮りします。議案第19号のうち受付番号51号から52号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員

なし。

議 長

異議なしと認めます。したがいまして、「議案第19号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号51号から52号については、原案のとおり許可することに決定しました。

以上で平成25年度第5回錦江町農業委員会定例総会の附議事項を終了いたします。

議長
(会長)

14番

15番

議事録調整者 折久木まり子